

はりわく等の使用基準

1. 適 用

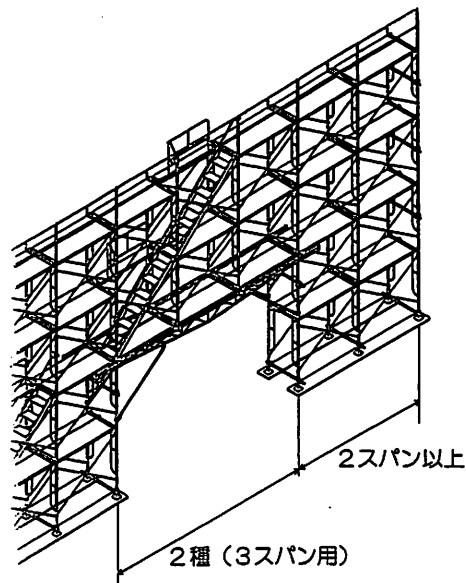
この基準は、(社)仮設工業会が認定するはりわく等について適用する。

2. 組立方法等

はりわく等を用いてわく組足場の構面の一部のスパン層について開口部を設け、さらに、その上層にわく組足場を組み立てる場合は、労働安全衛生規則に定めることのほか、次によること。

- ① はりわくを用いるときは、開口部両端の建わくに当該建わく専用のはり受け金具を介して2枚のはりわくをかけ渡し、堅固に取り付ける。
- ② 支持点における上弦材と下弦材の間隔が300mm以上のはりわくの場合は、はり受け金具を2ヶ所以上でボルト止め等を行う。
- ③ 建わくを支持するため、2枚のはりわく上に専用のはり渡しを取付ける。
- ④ はり渡しから上方に組み立てるわく組足場の高さは、25m以下とする。ただし、はりわく支持部の建わくに補強等の措置を講ずるときは、この限りでない。
- ⑤ はりわくを用いた開口部の寸法は、幅4スパン以下、高さ3層以下とする。
- ⑥ はりわくを用いて開口部を構成する場合は、はりわくの種類に応じ次の表により開口部端の支持部から外方にわく組足場を設ける。ただし、第2種及び第3種にあっては、これにより難しいときははりわく支持部の建わくに補強等の措置を講ずるときは、この限りでない。

はりわくの種類	開口部端の支持部からの外方へのスパン数
1種(2スパン用)	1スパン以上
2種(3スパン用)	2スパン以上
3種(4スパン用)	3スパン以上



(開口部3スパンの例)

⑦ 前項⑥の開口部端より外方のわく組足場のスパン及びはりわく等で支持される開口部上方のわく組足場については、全スパン、全層にわたり交さ筋かいを取付け、かつ、床付き布わくを建わくの幅いっぱいにはける。

また、当該交さ筋かい及び床付き布わくは、いかなる場合であっても取り外さない。

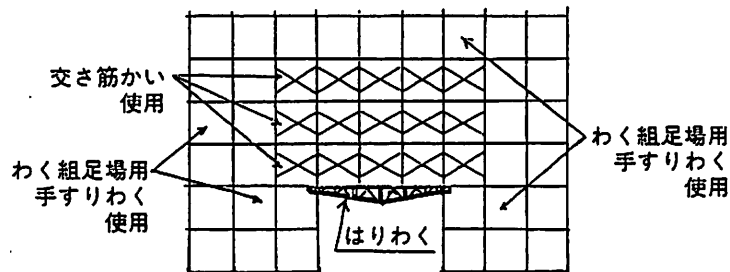
⑧ はりわくを取付けた両端支持点の建わく脚柱には、必ず壁つなぎ又は控えを設ける。

⑨ はりわくとはりわくとで構成される水平面には、必ず床付き布わく又は布わくを用いて水平構を設ける。

⑩ 開口部の幅が3スパン及び4スパンのもののはり渡しの取付作業に当たっては、方づえを設ける等の措置を講ずる。

⑪ はりわくの直上部及びはりわくのレベル上の両端それぞれ3層以内には、わく組足場用手すりわく（専用部材を使用する方式のわく組足場に用いるわく組足場用手すりわく等の場合を除く。）を使用しない。

【例図】



3. 使用上の注意

はりわく等を用いて開口部を設けるわく組足場の使用管理については、労働安全衛生規則に定めることのほか、次によること。

- ① はりわくで構成された開口部上方の足場の全積載荷重※1は、1,000kg以下とする。
- ② はりわくの見やすい箇所に積載荷重を表示する。
- ③ はりわく等で構成されるわく組足場の各部に損傷、変形等が認められるものについては、その程度により修理、部品交換、使用の中止等の必要な措置を講ずる。
- ④ 2の⑥に示された開口部端の支持部から外方のスパン内においては、簡易クレーン、建設用リフト等を設置しない。
- ⑤ はりわくは、巻上げ機等による荷のつり元として使用しない。

※1 建わく、交さ筋かい、床付き布わく、脚柱ジョイント、アームロックの重量を含まない。